

第7章. 施策事業と実施主体

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

7-1 施策の体系

本計画の基本方針を踏まえ、各事業につながる施策を設定します。

<本計画の基本方針と施策>

1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通	<ul style="list-style-type: none">■広域交通の機能強化■幹線交通の機能維持■補助交通の機能維持・充実■交通結節点の整備
2.地域の多様な移動ニーズを柔軟に支える公共交通	<ul style="list-style-type: none">■バリアフリー化の推進■運行情報提供の充実■周知・広報活動の実施■モビリティ・マネジメントの実施■通勤・通学者への支援制度
3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通	<ul style="list-style-type: none">■他分野と連携した利用促進■広域連携の推進■新たな交通技術・サービスの導入検討

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

7-2 個別事業の概要と実施主体

3つの施策の柱ごとに、施策・事業を以下のように位置付け、展開を図ります。

基本方針	施策	事業
1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通	1-1 広域交通の機能強化	鉄道の利便性向上 高速バスの維持・充実
	1-2 幹線交通の機能維持	柿岡市街地を結ぶバス路線の機能維持 南台・東石岡周辺及び茨城空港を結ぶBRT路線のサービス維持
	1-3 補助交通の機能維持・充実	乗合いタクシーの見直し 廃止代替路線の見直し 次世代交通システムの推進
	1-4 交通結節点の整備	利用環境整備の推進 交通結節点における乗継利用時の優遇措置の継続
2.地域の多様な移動ニーズを柔軟に支える公共交通	2-1 バリアフリー化の推進	バリアフリー対応車両の導入促進 交通バリアフリー教室の開催
	2-2 運行情報提供の充実	バスロケーションシステムの導入
	2-3 周知・広報活動の実施	HP、広報等での周知・広報活動
	2-4 モビリティ・マネジメントの実施	モビリティ・マネジメントの実施
	2-5 通勤・通学者への支援制度	各種の定期券購入補助制度
3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通	3-1 他分野と連携した利用促進	福祉・交通安全分野と連携した利用促進策 商業・観光分野と連携した利用促進策
	3-2 広域連携の推進	市外病院への通院ニーズに対応するための近隣自治体等との協議 観光産業を支える公共交通の利用促進
	3-3 新たな交通技術・サービスの導入検討	新たな交通技術・サービスに関する情報収集、導入可能性の検討

各施策に関する個別施策、実施主体、実施エリア及び実施年度を示します。

なお、各施策の実施スケジュールは「実施段階」と「検討段階」に分けて示します。

凡例：		……実施段階		……検討段階
-----	---	--------	---	--------

第7章 施策事業と実施主体

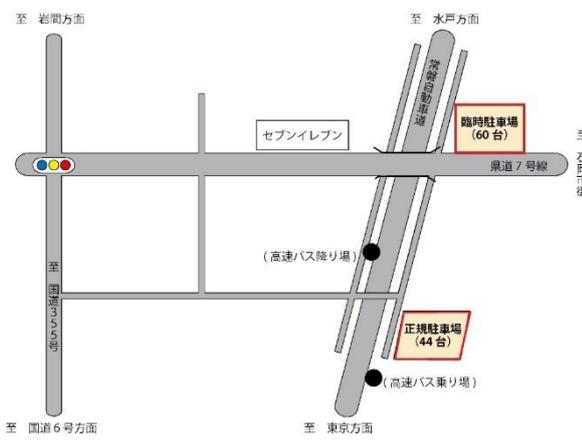
7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

1. 多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通

施策	1-1 広域交通の機能強化																
事業	<p>①鉄道の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内と市外を結ぶ広域的な移動を担う公共交通機関として、各関係団体と連携して、鉄道の利便性向上を図ります。 ● <u>利便性向上に向けた要望活動</u> 																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">活動団体</th> <th style="width: 50%;">要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県常磐線整備促進期成同盟会 (石岡市他沿線市町)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・中距離列車関係 通勤・通学時間帯における運転本数の増発、下り土浦駅止まり列車の水戸駅以北への延伸 ・特急列車関係 各駅の停車本数増 </td> </tr> <tr> <td>茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会 (石岡市他県南地区沿線市町)</td> </tr> <tr> <td>常磐線東海道線乗り入れ推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所青年部ほか)</td> <td>常磐線の東海道線との相互直通運転の実現</td> </tr> <tr> <td>TX 茨城空港延伸議会期成同盟会 (石岡市議会ほか)</td> <td>つくばエクスプレスの茨城空港までの延伸</td> </tr> <tr> <td>TX 石岡延伸推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所・石岡市八郷商工会ほか)</td> <td>石岡を経由したつくばエクスプレスの茨城空港までの延伸</td> </tr> </tbody> </table>		活動団体	要望内容	茨城県常磐線整備促進期成同盟会 (石岡市他沿線市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・中距離列車関係 通勤・通学時間帯における運転本数の増発、下り土浦駅止まり列車の水戸駅以北への延伸 ・特急列車関係 各駅の停車本数増 	茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会 (石岡市他県南地区沿線市町)	常磐線東海道線乗り入れ推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所青年部ほか)	常磐線の東海道線との相互直通運転の実現	TX 茨城空港延伸議会期成同盟会 (石岡市議会ほか)	つくばエクスプレスの茨城空港までの延伸	TX 石岡延伸推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所・石岡市八郷商工会ほか)	石岡を経由したつくばエクスプレスの茨城空港までの延伸				
活動団体	要望内容																
茨城県常磐線整備促進期成同盟会 (石岡市他沿線市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・中距離列車関係 通勤・通学時間帯における運転本数の増発、下り土浦駅止まり列車の水戸駅以北への延伸 ・特急列車関係 各駅の停車本数増 																
茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会 (石岡市他県南地区沿線市町)																	
常磐線東海道線乗り入れ推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所青年部ほか)	常磐線の東海道線との相互直通運転の実現																
TX 茨城空港延伸議会期成同盟会 (石岡市議会ほか)	つくばエクスプレスの茨城空港までの延伸																
TX 石岡延伸推進協議会 (石岡市・石岡市商工会議所・石岡市八郷商工会ほか)	石岡を経由したつくばエクスプレスの茨城空港までの延伸																
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>パークアンドライド用駐車場の維持・充実による鉄道利用促進</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄道周辺の市営駐車場の適切な運営、維持管理を継続することで、パークアンドライドを推進し、鉄道利用を促進します。 																	
																	
<p>※パークアンドライドとは、最寄りの駅・停留所まで自家用車で行って駐車し、そこから公共交通機関に乗り継ぐ方式</p>																	
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>高浜駅周辺整備事業の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高浜駅周辺の利便性向上を目指して、駅周辺のまちづくり方針を検討するとともに、高浜駅・駅前広場の整備を図ります。 ➢ (都)貝地・高浜線等、高浜駅周辺の道路整備や維持・充実により、拠点間や高浜駅へのアクセス性の向上を図ります。 																	
実施主体	石岡市、石岡市議会、石岡市商工会議所青年部、石岡市八郷商工会、鉄道事業者、バス事業者等																
実施エリア	石岡市全域																
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期									
	①	鉄道の利便性向上	継続実施	—————→													

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-1 広域交通の機能強化							
事業	<p>②高速バスの維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道と並び、市内と市外を結ぶ広域的な移動を担う公共交通機関として、東京方面への高速バスの維持、充実を図ります。 具体的には、石岡BS(バスストップ)付近でのパークアンドライド用駐車場の整備が進んでおり、石岡BSまでの交通手段として「自家用車」が多く利用されています。今後も、高速バス利用者の利便性を向上させるため、適切な管理運営と駐車場が不足する場合には駐車場の拡張を交通事業者へ要請します。 							
	 <p>至 岩間方面 至 水戸方面 至 国道6号方面 至 東京方面</p> <p>セブンイレブン 臨時駐車場 (60台) 正規駐車場 (44台)</p>							
 								
<p>図 正規駐車場(44台) 図 臨時駐車場(60台)</p>								
実施主体	石岡市、バス事業者							
実施エリア	石岡市全域							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	②	高速バスの維持・充実	継続実施	—————→				

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-2 幹線交通の機能維持																									
事業	<p>① 柿岡市街地を結ぶバス路線の機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える基幹的な公共交通軸を維持するために、交通事業者と連携して、石岡市街地(中心拠点)と柿岡市街地(地域拠点)間において、現在の路線バスのサービス水準を維持しつつ、定時性・速達性を重視した運行を継続します。 																									
	<div style="border: 1px solid #4CAF50; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 石岡市街地(中心拠点)と 柿岡市街地(地域拠点)間の つながりを維持 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">↔</td> <td>広域交通(鉄道・高速バス)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↔</td> <td>幹線交通(路線バス)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↔</td> <td>補助交通(路線バス)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↔</td> <td>幹線交通(観光路線バス)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↔</td> <td>補助交通(乗合いタクシー)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋯</td> <td>乗合いタクシー運行区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td>中心拠点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■</td> <td>地域拠点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■</td> <td>コミュニティ拠点</td> </tr> </tbody> </table>							凡例		↔	広域交通(鉄道・高速バス)	↔	幹線交通(路線バス)	↔	補助交通(路線バス)	↔	幹線交通(観光路線バス)	↔	補助交通(乗合いタクシー)	⋯	乗合いタクシー運行区域	●	中心拠点	■	地域拠点	■
凡例																										
↔	広域交通(鉄道・高速バス)																									
↔	幹線交通(路線バス)																									
↔	補助交通(路線バス)																									
↔	幹線交通(観光路線バス)																									
↔	補助交通(乗合いタクシー)																									
⋯	乗合いタクシー運行区域																									
●	中心拠点																									
■	地域拠点																									
■	コミュニティ拠点																									
実施主体	石岡市、バス事業者																									
実施エリア	石岡市全域																									
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期																		
	①	柿岡市街地を結ぶバス路線の機能維持	継続実施	—————→																						

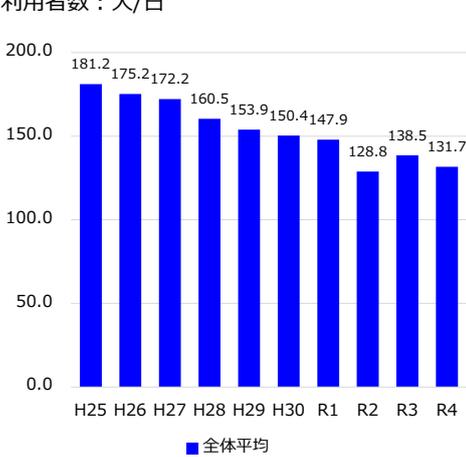
第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の概要と実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-2 幹線交通の機能維持							
事業	<p>② 南台・東石岡周辺及び茨城空港を結ぶBRT 路線のサービス維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える基幹的な公共交通軸の形成に向けて、中心拠点である石岡市街地と地域拠点である南台・東石岡周辺及び茨城空港を結ぶBRT路線のサービス維持を図ります。 具体的には、バス専用道やBRT専用駅前広場等の質の高い交通基盤の適切な維持管理、交通事業者の協力のもと高い運行サービス水準の維持、さらに、沿道住民等との協働による利用促進の継続、茨城空港へのアクセス路線としての更なる普及等を推進します。 							
			<p>石岡市街地(中心拠点)と南台・東石岡周辺(地域拠点)間のつながりを維持</p>					
実施主体	 <p>図 バス専用道及びバス車両</p>							
	 <p>図 バスシェルター(待合所)</p>							
実施主体	石岡市、バス事業者、市民							
実施エリア	石岡市全域							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	②	南台・東石岡周辺及び茨城空港を結ぶBRT路線のサービス維持	継続実施	→				

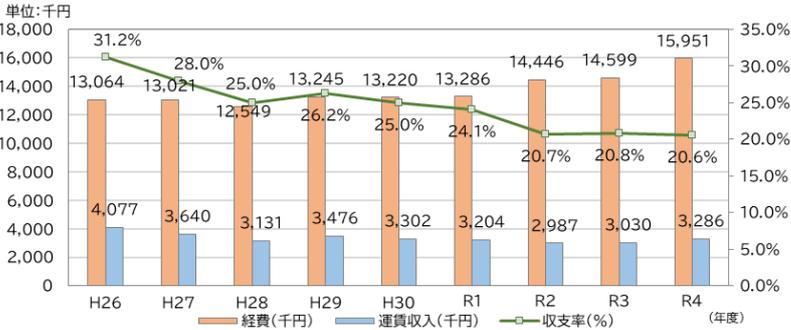
第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-3 補助交通の機能維持・充実																												
事業	<p>① 乗合いタクシーの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える補助的な公共交通網の形成に向けて、乗合いタクシーを見直します。AIシステム導入が令和5年3月1日から開始されたことにより、利便性の向上につながっているため、今後もサービスの充実を図ります。 利用者が減少していることから、今後の利用動向を注視しつつ、乗合いタクシーの運行区域の見直しや代替する移動手段の導入も視野に入れて移動手段を確保します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 利用可能エリア</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>利用者数：人/日</p>  <table border="1"> <caption>1日当たりの利用者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数 (人/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>181.2</td></tr> <tr><td>H26</td><td>175.2</td></tr> <tr><td>H27</td><td>172.2</td></tr> <tr><td>H28</td><td>160.5</td></tr> <tr><td>H29</td><td>153.9</td></tr> <tr><td>H30</td><td>150.4</td></tr> <tr><td>R1</td><td>147.9</td></tr> <tr><td>R2</td><td>128.8</td></tr> <tr><td>R3</td><td>138.5</td></tr> <tr><td>R4</td><td>131.7</td></tr> </tbody> </table> <p>■ 全体平均</p> <p>図 1日当たりの利用者数</p> </div> </div>							年度	利用者数 (人/日)	H25	181.2	H26	175.2	H27	172.2	H28	160.5	H29	153.9	H30	150.4	R1	147.9	R2	128.8	R3	138.5	R4	131.7
年度	利用者数 (人/日)																												
H25	181.2																												
H26	175.2																												
H27	172.2																												
H28	160.5																												
H29	153.9																												
H30	150.4																												
R1	147.9																												
R2	128.8																												
R3	138.5																												
R4	131.7																												
実施主体	石岡市、乗合いタクシー事業者																												
実施エリア	石岡市全域																												
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期																					
	①	乗合いタクシーの見直し	継続実施	→																									

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-3 補助交通の機能維持・充実							
事業	<p>② 廃止代替路線の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 有明地区、園部地区から羽鳥駅までの多様な移動需要に対応する板敷山羽鳥線について、利用の低迷を踏まえ、今後の運行のあり方を見直します。 							
	 <p>出典:国土数値情報</p> <p>図 廃止代替路線 板敷山羽鳥線の路線概要</p>							
 <p>図 廃止代替路線 板敷山羽鳥線の収支の推移</p>								
実施主体	石岡市、バス事業者							
実施エリア	石岡市全域							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	②	廃止代替路線の見直し	継続実施	→				

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の概要と実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策 1-3 補助交通の機能維持・充実

③次世代交通システムの推進

- 新たな移動手段として、高齢者や子育て世代の移動支援、観光振興、環境負荷の低減等、様々な効果が期待されることから、グリーンスローモビリティの活用に向けた取組みを推進します。
- 令和3年には南台地区・ばらき台地区で、令和4年には中心市街地地区で、令和5年には柿岡市街地地区で、グリーンスローモビリティ実証実験を実施しました。
- 今後も本格運行に向けた実証を行います。



事業



図 石岡駅西口エリアにおけるグリーンスローモビリティ実証実験

グリーンスローモビリティとは、時速19km/h 以下で公道を走ることができる・電気自動車を活用した・小さな移動サービスを満たす交通の総称

実施主体 実施エリア	石岡市							
	石岡市全域							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	③	次世代交通システムの推進	継続実施	→				

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の概要と実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	1-4 交通結節点の整備							
事業	<p>①利用環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> バスの利便性を向上させるために、石岡駅等の交通結節点において、バス停への上屋、ベンチ、風よけ等の整備を推進し、バスの待合所等については維持管理を図ります。 自転車を活用したまちづくりを目指す「石岡市りんりんタウン構想」と連携し、バス停付近に駐輪場を整備します。整備にあたっては、道路空間(歩道等)等への設置の他、バス路線沿道の公共施設や商業施設、銀行等の既存駐輪場の活用を推進します。 鉄道とバスの接続性の向上を図るため、鉄道とバスの乗換え時間を考慮して、鉄道の到着時刻に合わせたバスの到着・発車時刻に再編することを推進します。 							
	 		<p>図 石岡駅バスターミナル</p>					
	<p>②交通結節点における乗継利用時の優遇措置の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通結節点における乗継利用時の負担を軽減するため、乗継利用者に対する優遇措置を実施しています。引続き、割引制度の活用、改善を図ります。 							
	 <p>※行き・帰りとも合計額は乗合いタクシーの地区を跨ぐ利用時の運賃 500 円と整合。</p>							
	<p>図 既存割引制度による割引適用イメージ</p>							
実施主体	<p>① 石岡市、バス事業者、沿道施設 ② 石岡市、バス事業者、乗合いタクシー事業者</p>							
実施エリア	石岡駅、高浜駅周辺							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	①	バス停付近の利用環境整備の推進	継続実施	→	→	→	→	→
	②	交通結節点における乗継利用時の優遇措置の継続		→	→	→	→	→

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

2. 地域の多様な移動ニーズを柔軟に支える公共交通

施策	2-1 バリアフリー化の推進						
事業	<p>①バリアフリー対応車両の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児を同伴する方等に配慮し、人にやさしい交通サービスを提供するために、現在、一般路線バスでのバリアフリー化が進んでいます。現在石岡市を走行する一般路線バスの全車両がノンステップバス・ワンステップバスとなっており、今後導入する車両についても、ユニバーサルデザイン車両を導入します。 						
	<p>出典:交通エコロジーモビリティ財団  図 ユニバーサルデザインバスの内装イメージ</p>						
実施 主体	<p>②交通バリアフリー教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等、移動に様々な困難を抱える方が、安心して公共交通機関等を利用し、自立した生活を送ることができる環境づくりの取り組みとして「交通バリアフリー教室」を開催します。 市内の小学校において、児童に高齢者や障がい者等を感じる不便を体験できる機会を提供することで、高齢者や障がい者等への理解促進と「こころのバリアフリー」の理解を深める機会を創出します。 						
	<p>    ノンステップバス説明 高齢者疑似体験 グループ発表 出典:国土交通省 関東運輸局 図 交通バリアフリー教室のイメージ</p>						
実施 エリア	石岡市、国、バス事業者						
実施 年度	石岡市全域						
	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
①	バリアフリー対応車両の導入促進	継続実施	→				
②	交通バリアフリー教室の開催	順次実施	→				

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	2-2 運行情報提供の充実						
事業	<p>バスロケーションシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者にとって分かりやすい公共交通の情報発信を促進するため、路線バスや乗合いタクシーにバスロケーションシステムの導入を進めます。バスロケーションシステムによりリアルタイムに利用者がバスの位置情報を把握することができるようになり利便性が向上します。 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">出典:土浦市つちまるバス「バス予報」</p>						
実施主体	石岡市、各交通事業者						
実施エリア	石岡市全域						
実施年度	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	バスロケーションシステムの導入	検討・順次実施	→				

図 バスロケーションシステム「バス予報」(茨城県土浦市)

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	2-3 周知・広報活動の実施						
	<p>HP、広報紙等での周知・広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進を図るため、誰もが容易に公共交通を利用できるよう、多様な交通機関の運行内容を網羅的に整理しHPや広報紙等を用いて掲載します。 <ul style="list-style-type: none"> HP、広報紙での周知・広報活動 公共交通マップの作成・全戸配布の実施 利用促進イベントの開催 市民向け利用促進イベントの開催 公共交通に関する情報集約・一元化(ウェブサイトの作成) 						
事業	 <p>図 市報での公共交通特集(左) 市HPでの紹介(右)</p>						
	実施主体	石岡市、各交通事業者					
実施エリア	石岡市全域						
実施年度	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	HP、広報紙等での周知・広報活動	順次実施	→	→	→	→	→

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	2-4 モビリティ・マネジメントの実施																		
事業	モビリティ・マネジメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> 過度の自動車利用がもたらす弊害や公共交通に関する情報提供により、市民の公共交通に対する利用意識を醸成することで、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通を含めた多様な交通手段を適度に(かしこく)利用する状態」へと変化することを促します。 <p style="text-align: center;">表 取組内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>取組内容</th> <th>イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の小学生や高齢者</td> <td>バス事業者と協力して「バスの乗り方教室」を実施します。 小学生に対しては教育の一環として実施し、高齢者に対してはバスの乗り方に対する不安解消を目的に実施します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域住民や企業従業員の方</td> <td>公共交通の利用について「まちづくり出前講座」を実施します。 乗合いタクシーの利用方法や利便性を周知し、公共交通の利用促進を図ります。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学3年生(受験生)</td> <td>新高校生等に対するリーフレット及びバスお試し乗車券配布制度 茨城県公共交通活性化会議と連携して、公共交通の利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、路線バスが1乗車100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先(受験先)を決める際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図ります。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							対象	取組内容	イメージ	地域の小学生や高齢者	バス事業者と協力して「バスの乗り方教室」を実施します。 小学生に対しては教育の一環として実施し、高齢者に対してはバスの乗り方に対する不安解消を目的に実施します。		地域住民や企業従業員の方	公共交通の利用について「まちづくり出前講座」を実施します。 乗合いタクシーの利用方法や利便性を周知し、公共交通の利用促進を図ります。		中学3年生(受験生)	新高校生等に対するリーフレット及びバスお試し乗車券配布制度 茨城県公共交通活性化会議と連携して、公共交通の利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、路線バスが1乗車100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先(受験先)を決める際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図ります。	
	対象	取組内容	イメージ																
	地域の小学生や高齢者	バス事業者と協力して「バスの乗り方教室」を実施します。 小学生に対しては教育の一環として実施し、高齢者に対してはバスの乗り方に対する不安解消を目的に実施します。																	
	地域住民や企業従業員の方	公共交通の利用について「まちづくり出前講座」を実施します。 乗合いタクシーの利用方法や利便性を周知し、公共交通の利用促進を図ります。																	
中学3年生(受験生)	新高校生等に対するリーフレット及びバスお試し乗車券配布制度 茨城県公共交通活性化会議と連携して、公共交通の利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、路線バスが1乗車100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先(受験先)を決める際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図ります。																		
実施主体	石岡市、各交通事業者、市民																		
実施エリア	石岡市全域																		
実施年度	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期												
	モビリティ・マネジメントの実施	順次実施	→	→	→	→	→												

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	2-5 通勤・通学者への支援制度						
事業	<p>各種の定期券購入補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 通勤・通学者への支援策として、これまで実施してきたJR常磐線利用者や遠距離児童・生徒に対する公共交通の利用に対する補助制度について、成果効果を踏まえつつ支援策を講じます。 ● 「通勤者特急券購入費補助制度」「通学者定期券特急券購入費補助制度」 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通勤・通学しやすい環境づくりにより、転出抑制と本市への移住促進を図るため、通学定期券及び特急券を利用して通勤・通学する方に対して、その購入費の一部を補助します。(ただし条件あり) ● 遠距離児童、生徒通学費の保護者に対する補助金交付制度 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 義務教育の円滑な運営に資することを目的として、通学距離が小学校にあっては4キロメートル以上、中学校にあっては6キロメートル以上で、バス通学児童生徒を有する保護者に対して、通学費の一部を補助します。(ただし条件あり) 						
実施主体	石岡市						
実施エリア	石岡市等						
実施年度	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	各種の定期券補助制度	継続実施	→				

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

3. まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	3-1 他分野と連携した利用促進							
事業	<p>① 福祉・交通安全分野と連携した利用促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉・交通安全分野と連携した、公共交通の利用促進と高齢者福祉・交通安全の双方のメリットにつながる取組みを行います。 ● 高齢者の運転免許証返納に対する公共交通機関利用の優遇制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢運転者の交通事故防止の一環として、運転免許証を自主返納した方を対象に、公共交通機関の利用に係る優遇制度を導入します。 ● 石岡プラチナ応援券での乗車券購入制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在、乗合いタクシーと民間タクシーにおいては、石岡プラチナ応援券での乗車券購入が可能となっていることから、更なる普及と利用促進のために広く周知を図ります。 <p>《生涯現役プラチナ応援事業の概要》</p> <div style="text-align: center;">  <p>講座等に参加 ポイントを貯める 応援券と交換</p> </div> <p>65歳以上の高齢者が、地域貢献活動やいきがづくり活動に参加することで生涯にわたり健康でいきいきと活躍できることを目的として、市の指定する講演会や教室に参加した場合にポイント(1講座1ポイント)を付与し、5ポイント貯めると、市内の施設や店舗で使用できる「石岡プラチナ応援券」(500円券)と交換する制度</p>							
実施主体	石岡市、各交通事業者							
実施エリア	石岡市全域							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	①	福祉・交通安全分野と連携した利用促進策	検討・順次実施					

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策 3-1 他分野と連携した利用促進

事業 ②商業・観光分野と連携した利用促進策

● 商業・観光分野と連携した公共交通の利用促進と、商業・観光の双方のメリットにつながる取組みを行います。

● 中心市街地の店舗とコラボしたイベントの検討

- 石岡市御幸通り商店街振興組合主催で、石岡ステーションパークを会場としたイベント『いしおか市場』の実施
- 石岡市観光協会主催でかんばん横丁を会場としたイベントの実施



図 いしおか市場の様子



図 かんばん横丁イベントの様子

事業

● 観光巡回車“石岡・やさと観光周遊バス”等の周知・案内

- 市内の主要観光施設を巡回する石岡駅発着の観光巡回車“石岡・やさと観光周遊バス”や観光タクシーは、周遊に便利な観光二次交通として機能することから、取組みを維持するために周知・案内を図ります。



● 観光イベント時の公共交通の利用促進

- 石岡のおまつり、石岡ふれあいまつり等、例年多くの集客がある観光イベントに併せ実施している来場時の公共交通の利用促進を継続するとともに、日常の移動手段としての公共交通利用についてPRします。

実施主体 石岡市、各交通事業者、商業施設、石岡市観光協会

実施エリア 石岡市全域

実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	②	商業分野と連携した利用促進策	検討・順次実施	→	→	→	→	→

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	3-2 広域連携の推進							
事業	<p>1. 市外病院への通院ニーズに対応するための近隣自治体等との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 土浦協同病院(土浦市)等、市外の病院への通院ニーズが高いことから、市外病院への通院ニーズに対応するため、近隣自治体との連携も含めた公共交通での対応を近隣自治体等と協議します。 <p>2. 観光産業を支える公共交通の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市への新たな観光客の玄関口として期待される茨城空港などを活用し、広域連携による市内の観光資源をつなぐ、既存の公共交通や新たな公共交通サービスによる観光周遊ルートを確立し、公共交通の利用促進を図ります。 推進にあたっては、「第2次石岡市観光振興計画」との連携を図ります。 							
実施主体	石岡市							
実施エリア	石岡市全域							
関連計画	第2次石岡市観光振興計画							
実施年度	事業	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	①	市外病院への通院ニーズに対応するための近隣自治体等との協議	検討・順次実施					
	②	観光産業を支える公共交通の利用促進	検討・順次実施					

第7章 施策事業と実施主体

7-1 施策の体系	7-2 個別事業の 概要と 実施主体	1.多核連携型のコンパクトな都市づくりを支える公共交通
		2.地域の多様なニーズを柔軟に支える公共交通
		3.まちづくり・観光振興等の地域戦略に寄与する公共交通

施策	3-3 新たな交通技術・サービスの導入検討						
事業	新たな交通技術・サービスに関する情報収集、導入可能性の検討						
	<ul style="list-style-type: none"> 近年、様々な交通技術・サービスが登場しており、全国の自治体で導入の検討が始まっています。 現在、下記のような技術・サービスが登場しており、今後も下記のほかにも、様々な技術・サービスが登場することが予想されます。 本市においても、これらの技術・サービスに関する知見や法制度、実証実験等の動向を、適宜、幅広く収集し、柔軟に取り入れられるよう、有識者、関連事業者、市民と連携して導入可能性について検討します。 						
	技術・サービス (実証段階、法制度検討中を含む)	効果	一般的な導入課題				
	自動運転バス	運転者不足への対応 過疎地への移動の確保	基盤整備、技術的安全性の確保				
	ドローン技術(物流、空飛ぶクルマ)	過疎地域への人や物流の移動の確保	基盤整備、技術的安全性の確保				
	車両のシェアリング (自動車、自転車、小型モビリティ)	ラストワンマイルの確保、 地域内周遊の促進	需要(採算性)の確保				
	ライドシェアサービス	タクシー不足の解消	運行安全性の確保、タクシー事業とのすみ分け				
MaaS	一元的な検索、予約、決済による移動のシームレス化	導入コスト、運用コスト、県・周辺自治体との連携					
実施主体	石岡市、有識者、関連事業者、市民						
実施エリア	石岡市全域						
実施年度	実施事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中長期
	新たな交通技術・サービスに関する情報収集、導入可能性の検討	情報収集・導入可能性の検討	----->				